

には中央執行委員会に代りて審議決行す。但し此場合には次期中央執行委員会承認  
を経る事とす。

乙 中央常任執行委員会に中央常任執行委員長及中央常任執行委員若干名を以て構  
成す。中央常任執行委員長は中央執行委員長之を兼ね、中央常任執行委員は  
中央執行委員会に於て選定するものとす。

〔理由〕 中央執行委員 選挙の地獄的關係に於て黨執行上に差支を生ずる  
虞あり故に福小島に比別友を父焉とす。

〔大規方法〕 規約の二句 揮又の湯竹等は新中央執行委員会に任

× 此規約は新中央執行委員会に任

大規規約の適用は如何とす。

中央常任執行委員の半に於て資格を調査の上意見を付して之を支部聯合会に(聯合会  
の決議は本部に)報告し更許りを得るものとす。

〔理由〕 元来大規規約に關する現行法に規定は事實上其類に難を具し入党者の資格

に關する責任は當該支部聯合会に轉ずるものとす。

乙 〇 第四号 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)下級の委

〔理由〕 時

× 第四号 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)

〔理由〕 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)

〇 第六号 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)

〇 第六号 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)

〔理由〕 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)

〔理由〕 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)

〔理由〕 規定に會するは其の旨を本部に報告し(本部に任)